

# 猶予制度（コロナ関連）についてのQ&A

## Q 1 新型コロナウイルスの影響で収入が下がりました。税金を免除してもらえますか？

- ・新型コロナウイルスの影響で収入が下がり、納期内納付が難しい場合は、1年以内の期間に限り納付の猶予制度を利用できる場合があります。あくまでも“猶予”ですので、納付時期を後ろ倒しにする処置であり、納税頂かなければいけない金額に変更はございません。

なお、この猶予制度を利用できる場合には、担保提供は不要で延滞金はかかりません。

## Q 2 どんな方が猶予制度の対象になりますか？

- ・次の①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。
  - ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
  - ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

## Q 3 市役所に行って申請するのですか？

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、可能な限り、公式HPでの電子申請か郵送での申請をご利用いただきますようお願い致します。

## Q 4 いつから申請を行えますか？

- ・法施行日以降、申請の受付を行います。

## Q 5 いつまでに申請を行えばよろしいですか？

- ・法施行日から2か月後、又は納期限のいずれか遅い日まで申請が可能です。

## Q 6 申請に必要なものは何ですか？

- ・新型コロナウイルスの影響により、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること、一時に納税を行うことが困難であることを示す書類が必要となります。よって、申請書とは別に、給与明細や預金通帳のコピー等の資料を添付いただく必要があります。

## Q 7 申請から猶予の決定までどのくらいの期間がかかりますか？

- ・現在多くの申請を頂いている状況です。大変申し訳ございませんが、受付順にご案内しておりますので、しばらくお待ちください。